平成２６年（フ）第１６号
島根県益田市本町６番21号
破産者　島田　照惠
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第７３号
徳島県徳島市北沖洲４丁目８番37号
破産者　伊藤　晶巳
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３６号
熊本県上天草市松島町合津4275番地
破産者　藤本八重子
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目48番18―903号
破産者　長谷　幸郎
1　決定年月日　平成26年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７号
北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別285番地
破産者　橋詰　重之
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第５７号
北海道苫小牧市澄川町８丁目15番17号
破産者　山崎　明美
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第３０号
北海道北見市小泉392番地21
破産者　石澤　深雪（旧姓藤代）
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
茨城県稲敷市江戸崎甲635番地１　大川住宅３号棟、前住所茨城県稲敷市羽賀2448番地５
破産者　細間　　要
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４号
埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1384番地
破産者　内田　　孝
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第１３２号
相模原市中央区光が丘３丁目27番９号　ステージ光が丘301号
破産者　薄井　直人
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４７号
新潟市北区大迎1330　介護老人保健施設江風苑、住民票上の住所新潟県三条市猪子場新田79番地５
破産者　神林トミイ
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９６号
静岡県三島市幸原町１―12―33　ラフィーネ橋戸202号、住民票上の住所静岡県賀茂郡西伊豆町仁科958番地
破産者　石田　世静
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１６５号
静岡県伊豆市八木沢266番地の２
破産者　金剌　周治
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４０７号
静岡県駿東郡長泉町下土狩140番地の１　サンハイツ105号、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩139番地の11
破産者　小林由紀枝（旧姓近藤）
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８９号
静岡県裾野市佐野1060番地の５
破産者　神戸たつ江
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９４号
静岡県伊東市和田２丁目１番８号
破産者　河島　洲一（旧姓脇坂）
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９５号
静岡県伊東市和田２丁目１番８号
破産者　河島紀美恵
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３８号
愛知県知立市鳥居１丁目14番地１　ルミナス長篠103号、前住所愛知県知立市鳥居３丁目２番地７　サンルートＮＯＮＮＯ401号
破産者　万前　雅光
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９０号
愛知県豊田市竹元町二ツ池15番地６　レオパレスデュオ21Ｋ108号、前住所愛知県豊田市高岡町松葉96番地　グリーンハウスＭＡＴＵＢＡ　Ｂ101号
破産者　八久保文治
1　決定年月日　平成26年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係